

# 国民皆兵

○無号 同(明治十六年六月四日)

戸長 役場

以下四十歳迄、順次かくの如く記載すべし  
 合計何人 右村戸長  
 年月日 氏 名印

国民軍満十七歳より四十歳に至る総人員調査の次第もこれ  
 有り候条、当六月一日現在をもつて、左の書式に照準、取  
 り調べ、本月二十日迄に所轄郡役所へ差し出すべく、この  
 旨相達し候事

(書式)

国民軍人員表

何郡何町村

明治十六年六月一日現在  
 一 満十七歳 何人

○無号 同(明治十六年六月四日)  
 郡役所  
 今般、国民軍総人員取り調べ方、戸長役場へ相達し置き  
 候条、各郡役所においては一部の總計表を調査し、本月三  
 十日を限り県庁へ差し出すべく、この旨相達し候事

○無號	明治十六年六月四日	戸長 役場
(零)		
○無號	同	戸長 役場
(零)		
国民軍満十七歳ヨリ四十歳ニ至ル総人員調査ノ次第モ有之候條當六月一日現在ヲ 以テ左ノ書式ニ照準取調本月二十日迄ニ所轄郡役所へ可差出此旨相達候事 (書式)		
国民軍人員表		
明治十六年六月一日現在		
一 満十七歳 何人		何郡何町村

以下四十歳迄順次加筆記載スヘシ	右村戸長
合計何人	氏 名印
年月日	郡 役 所
○無號	同
(零)	
今般国民軍総人員取調方戸長役場へ相達置候條各郡役所ニ於テハ一郡ノ總計表調 製本月三十日限リ縣廳へ可差出此旨相達候事	
○無號	明治十六年六月八日
(零)	
○無號	明治十六年六月九日
(零)	
戸長 役場	戸長 役場
戸長 役場	戸長 役場

上の史料は、明治16年(1883)、国民軍の兵役年齢に相当する、17歳から40歳までの男性の年齢別の人数を調べて結果を郡役所に提出するように戸長役場へ指示したものです。

徴兵令は、国民の兵役義務を定めた法令で、明治6年(1873)に制定されました。満17歳から満40歳までの男子を国民軍の兵籍に登録し、満20歳で徴兵検査を受けさせ、検査の合格者から選んだ者を常備兵役として3年間は今現役兵に、その後4年間は予備役とし、その後5年間を後備役とする制度でした。戦争がない時に実際に入營するのは現役兵で、戦時には現役・予備役・後備役の順に動員されました。